

別表第1

指定施設

(1) 汚水に係る指定施設

番号	施設名	規模
1	水産食料品製造工場	すべてのもの(ただし、鮮魚小売店は除く。)
2	畜産農業施設	イ 豚の飼養能力 30 頭(繁殖豚にあつては 20 頭)以上 ロ 牛、馬の飼養能力 10 頭以上 ハ 鶏の飼養能力 500 羽(30 日未満のひなを除く。)以上
3	自動車整備工場	すべてのもの
4	碎石場	〃
5	石材加工場	〃
6	ガソリンスタンド	〃

(2) 粉じんに係る指定施設

番号	施設名	規模
1	鉱物又は土石のたい積場	面積が 100 平方メートル以上
2	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上
3	コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上
4	セメントサイロ	袋詰作業を行うもので、収容能力が 100 トン以上
5	土石ふるい	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上 15 キロワット未満
6	木材加工施設	原動機の定格出力が 15 キロワット以上
7	塗装作業場	屋外作業のみ

(3) 悪臭に係る指定施設

番号	用途区分	施設名	規模
1	獣畜、魚介類又は鳥類の臓器、骨皮、羽毛を原料として、飼料又は肥料等の製造の用に供するもの	イ 原料置場	すべてのもの
		ロ 蒸解施設	〃
		ハ 乾燥施設	〃
2	菌体かす又はでん粉かすを原料として、飼料又は肥料等の製造の用に供するもの	イ 原料置場	〃
		ロ 乾燥施設	〃
3	排水処理汚泥を原料として、肥料等の製造の用に供するもの	イ 原料置場	〃
		ロ 乾燥施設	〃
4	畜ふん尿を原料として、肥料等の製造の用に供するもの	イ 原料置場	汚水に係る指定施設となつて
		ロ 乾燥施設	いる畜産農業施設
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの

(4) 騒音に係る指定施設

番号	施設名	規模
1	営業用音響器機	食品衛生法施行令第5条第1号 及び 第2号 に規定する飲食店営業(バー、スナック)及び喫茶店営業(喫茶店)
2	営業用冷暖房施設	原動機の定格出力が屋外にあつては 375 ワット以上、屋内にあつては 1 キロワット以上

(5) ばい煙に係る指定施設

番号	施設名	規模
1	産業廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 平方メートル未満又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム未満のもの